

「ハートフルプロジェクト」の推進によるビジネスへの取り組みについて ～「みずほ ハートフルビジネス」の展開～

株式会社みずほ銀行（頭取：西堀 利）では、日本のみならず今後アジアを含む世界各国で「高齢化」が急速に進展していく現状を踏まえ、これに積極的に対応していこうとする法人、個人のお客さまを支援するための商品・サービスの提供を行う「みずほ ハートフルビジネス」を展開していくことといたしました。

これまでも、みずほ銀行では、少子・高齢化の進展や高齢者・障がいをお持ちのお客さまの社会参画の機会増加を踏まえ、「年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指して、「ハートフルプロジェクト」を推進してきました。本プロジェクトでは、店舗・設備・機器類などの「ハード面」、お客さま向け書類・インターネットコンテンツなどの「ソフト面」、お客さまへのおもてなしのスキル向上を目的とする教育推進などの「ハート面」の3つの側面について、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を目指してまいりました。

今般、これまでの「ハートフルプロジェクト」の取り組みを更に進め、「みずほ ハートフルビジネス」として展開していきます。具体的には、東京大学産学連携コンソーシアム「ジェロントロジー」（ ）に参加することによって得られた知見や大学および参加企業とのネットワークを活用して、ビジネスの分野での商品・サービスの提供を行うことで、法人のお客さまの成長や個人のお客さまの豊かな暮らしを金融面から支援してまいります。

（ ）東京大学産学連携コンソーシアム「ジェロントロジー」

- ・ジェロントロジーとは、高齢を意味する「geront」と学問を意味する「ology」を組み合わせた造語。
- ・東京大学では、超高齢化社会が直面する様々な課題に対し、新しい社会システムや価値観、新しい社会のニーズに対応したモノ、サービスの創生を通じ、人々が安心でき、活力のある長寿社会を実現することを目指し、これら長寿社会の実現に高い関心と意欲を持つ産学の有志による産学連携活動を展開しております。
- ・みずほ銀行は、本コンソーシアムに、銀行業界でいち早く参画しており、高齢社会に向けた取り組みについて検討を開始しております。

まず、法人のお客さま向けには、経験豊かな高齢者が、加齢により一部機能の低下や障がいに見舞われても、それを補いながら長く社会とのかかわりを持ち、生きがいを持って暮らしていけるような社会の実現にむけ、福祉器具や身体機能補助のための商品・サービスを提供する企業を融資面でサポートいたします。また、高齢者や障がいをお持ちの方の能力を積極的に活用し、その雇用を促進する企業に対しても、貸出商品を提供するとともに、これら企業やみずほ総合研究所株式会社と連携して様々な情報やノウハウを提供してまいります。

次に、個人のお客さまには、老後の安心につながるマネープランや、高齢者や障がいをお持ちのお客さまが日常生活を過ごし易くするご自宅のバリアフリー化、また、みずほ信託銀行株式会社とも連携し、財産の円滑な承継をサポートする商品・サービスを提供してまいります。

合わせて、高齢者や障がいをお持ちのお客さまを含むすべてのお客さまが、少しでも利用しやすくなるように、「ハートフルプロジェクト」として、これまで取り組んできた店舗毎のバリアフリー化の整備情報の開示を進めております。ウェブサイトでは、「店舗・ＡＴＭのご案内」に店舗毎のバリアフリー状況の掲載を開始しました。また、店舗の出入口にも、店舗毎のバリアフリー状況を掲示しております。

当行は、今後も社会のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に率先して取り組んでまいるとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組むお客さまや、必要とするお客さまをサポートすることにより、活力ある長寿社会の実現に貢献してまいります。

【法人・個人のお客さま向け商品・サービス展開とバリアフリー整備情報の開示】

1. 法人のお客さまについては、以下の商品・サービスを提案してまいります。
 - (1) シルバー・バリアフリー配慮企業向け貸出商品
 - (2) シルバー・バリアフリー配慮企業に関するビジネスマッチング
 - (3) シルバー・バリアフリーに関する情報提供
2. 個人のお客さまについては、以下の商品・サービスの提供に取り組んでまいります。
 - (1) ゆとりあるセカンドライフのための「マネープラン」相談
 - (2) ご自宅のバリアフリー化に対応する「リフォームローン」
 - (3) 財産の円滑な承継をサポートする「遺言執行引受承諾業務・財産承継信託」等
3. バリアフリー整備情報開示への取り組み
 - (1) ウェブサイト「店舗・ＡＴＭのご案内」への掲載
 - (2) 店舗出入口へ、店舗毎のバリアフリー状況を掲示

【お客さまのニーズと みずほ の具体的な取り組み】

お客さまのニーズ	みずほ の取り組み
ご高齢・障がいをお持ちのお客さま向けの商品・サービスを提供	シルバー・バリアフリー配慮企業向けの貸出商品提供 シルバー・バリアフリー配慮企業に関するビジネスマッチング シルバー・バリアフリーに関する各種情報提供 （みずほ総合研究所と協働）
ご高齢・障がいをお持ちのお客さまの雇用を促進	
ゆとりあるセカンドライフのための「マネープラン」を検討	セカンドライフのための資産運用相談の提供 —マネープランセット「退職金運用プラン」提供 —退職金定期特別金利プラン提供 —フィナンシャルコンサルタントによる資産運用相談 —寛いだ雰囲気での資産運用のご相談をお受けいただけるプレミアムサロンでの相談受付 —資産運用のノウハウを分かりやすく説明するセミナーの開催
ご自宅をバリアフリー化するために増改築・改装を検討	みずほ銀行リフォームローンを提供
お客さまご自身や次世代の将来の安心をオーダーメイドで設計	遺言執行引受承諾業務・財産承継信託（愛称：やすらぎ）を紹介（みずほ信託銀行と協働）

融資商品

1. 商品名	ハートフル企業()向け融資制度「みずほハートフルローン」
2. お取扱店	全営業店(個営店を除く)
3. ご利用いただける方	当行独自の「みずほハートフルチェック」で一定水準以上に達している売上高10億円以上の法人のお客さま
4. 資金使途	設備資金・運転資金
5. お借入金額	1,000万円以上(百万円単位)
6. 取扱期間	2011年3月末日実行分まで ただし取扱件数が100件に達し次第終了いたします。
7. お借入期間	6カ月以上
8. 担保・保証人	通常の一般貸出と同様
9. 返済方法	
10. 金利	
11. 付帯サービス	・「社内のバリアフリー化支援サービス」 ～以下の要件をすべて満たすお客さまに「支援金」として10万円をご提供いたします。 「社内のバリアフリー化計画」があること 本融資制度で実行額5,000万円以上 融資期間1年以上 ・「損保ジャパンの公的助成金受給可能性診断サービス」 ～国から支給される助成金活用をサポートします。株式会社損害保険ジャパンと提携のうえご提供いたします。

()以下のような企業を「ハートフル企業」として支援してまいります。

- ご高齢・障がいをお持ちの方が就労・生活しやすくなるための設備・機械を導入(バリアフリー化)している(する)企業
- ご高齢・障がいをお持ちの方を積極的に雇用している企業
- ご高齢・障がいをお持ちの方の生活向上に繋がる商品・サービスを提供・開発している企業

情報提供サービス

- ・みずほ総合研究所が、「みずほハートフルローン」ご融資先で、みずほ会員制度「FORUM-M」未加入の方に初年度年会費無料サービスをご提供いたします。
- 本サービスにより、シルバー・バリアフリーに関する情報も含めた各種経営情報をご提供いたします。

その他

- ・高齢者・障がい者の雇用促進、商品・サービスの開発・提供に取り組まれている実例として、融資実行例を当行HPで紹介いたします。

ローン商品

1. 商品名	みずほ銀行リフォームローン
2. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ・お借入時の年齢が満 20 歳以上満 66 歳未満で、最終ご返済時年齢が満 71 歳未満の方 ・勤続年数（自営の方は営業年数）2 年以上の方 ・前年度税込年収（個人事業主の方は申告所得）が 200 万円以上で安定かつ継続した収入の見込める方 ・保証会社の保証を受けられる方
3. 資金使途	・本人または親族等が所有する住宅のリフォーム資金 ・他金融機関等のリフォームローンの借換資金 * お借入資金は当行にご指定いただいた返済用預金口座に入金させていただき、入金後は返済用預金口座からお支払先に直接お振り込みいただきます（振込手数料は別途ご負担いただきます）。 * 借換資金については、現在の借入先に直接返済ができる場合に限りです。 * 賃貸用物件のリフォーム資金にはご利用いただけません。
4. お借入金額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位） * ただし、今回のお借り入れと他の無担保借入金残高（カードローン極度額を含みます）との合計が前年度税込年収の原則 50% 以内であることが条件です。
5. お借入期間	6 ヶ月以上 15 年以内（1 ヶ月単位） 最長 6 ヶ月（1 ヶ月単位）の元金返済据置も可能です。
6. 担保・保証人・保証料	保証会社である株式会社オリエントコーポレーションが保証しますので、担保・保証人・保証料は不要です。
7. 返済方法	・毎月元利均等返済（お借入金額の 50% 以内の元金について 6 ヶ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です）。 ・返済日はご都合に合わせて選択できます（ただし、毎月一定の日となります）。
8. 金利	・変動金利方式、固定金利方式 よりお選びいただけます。 - なお当初お選びいただいた金利方式を変更することはできません。 ・お借入金利はお申込時ではなく、実際にお借り入れいただく日の金利が適用されます。 ・お借入期間中の金利変動について 変動金利方式 毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日の当行所定の短期プライムレート連動長期貸出金利の最優遇金利を基準として年 2 回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、短期プライムレート連動長期貸出金利の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 固定金利方式 お借入時の金利を完済時まで適用します。 現在の金利については、店頭または、みずほ銀行ホームページにてご確認ください。

9 . 金利特典	お借入時のお取引状況等によって、店頭表示の基準金利から金利を引き下げいたします。 <table border="1" data-bbox="496 255 1415 407"> <tr> <th>金利引き下げ条件項目（＊１）</th><th>金利引き下げ幅</th></tr> <tr> <td>環境配慮型またはバリアフリーのためのリフォームの方</td><td>年▲0.1%</td></tr> <tr> <td>当行で現在証書貸付ローンをご利用中または、過去にご利用いただいた方（＊２）</td><td>年▲0.1%</td></tr> </table> （＊１）上記２つの金利特典の併用はできません （＊２）現在証書貸付ローンをご利用中の方は、当該ローンのご利用店におけるお取引に限ります。	金利引き下げ条件項目（＊１）	金利引き下げ幅	環境配慮型またはバリアフリーのためのリフォームの方	年▲0.1%	当行で現在証書貸付ローンをご利用中または、過去にご利用いただいた方（＊２）	年▲0.1%
金利引き下げ条件項目（＊１）	金利引き下げ幅						
環境配慮型またはバリアフリーのためのリフォームの方	年▲0.1%						
当行で現在証書貸付ローンをご利用中または、過去にご利用いただいた方（＊２）	年▲0.1%						
10 .お申込時にご用意いただくもの	ご印鑑（普通預金お取引印） ご本人さまであることを確認できる資料のコピー（以下のいずれか１通） ）運転免許証（変更事項がある方については両面共） ）パスポート（写真およびご住所のページ） ）各種健康保険証（被保険者および被扶養者のページ） ）印鑑証明書（＊） ）住民票（＊） ）外国人登録原票記載事項証明書（＊） （＊）発行後３ヵ月以内のものをご用意ください。 【ご注意】 本人確認資料は氏名、住所、および生年月日が記載されているものに限りです。 ご本人さまの年収を確認できる資料のコピー（以下のいずれか１通。 ただし、お借入金額 50 万円以下をご希望の方は不要です） ）源泉徴収票 ）住民税決定通知書または課税証明書 ）納税証明書（その１・その２） ＊個人事業主、会社経営者の方は ）または ）のいずれかに限りです。 資金使途を証明するもの ・見積書・契約書など ・[借換資金の場合] 借入先からの現在の借入金額がわかるもの。また当該借入が住宅のリフォーム資金であったことがわかるもの。 リフォームの対象となる建物の不動産登記簿謄本（発行後 ３ヵ月以内のもの）						
11 . 団体信用生命保険	ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 ＊団体信用生命保険にご加入の場合は、店頭表示の金利(金利特典のある場合、引き下げ後の金利)に年 0.3% 上乘せとなります。						
12 . ローン返済支援保険	ご希望により「みずほローン返済支援保険」にご加入いただけます。 ＊ご加入にあたっては条件があり、保険料を別途ご負担いただきます。						
13 . 諸費用	印紙代等の諸費用は別途ご負担いただきます。						

みずほ銀行は、みずほ信託銀行の信託契約代理店として契約締結の媒介（商品説明・勧誘、みずほ信託銀行への紹介）を行います。

1 . 商品名	遺言執行引受承諾業務		
2 . ご利用いただける方	個人のお客さま		
3 . 商品概要	遺言書作成のサポートや保管を行うとともに、相続発生時には遺言執行者として各種手続きを行い、遺言の内容を実現する業務		
4 . 手数料および報酬	1 . 遺言書保管時(手数料)		
	基本手数料	315,000 円	
	変更手数料	52,500 円	
	遺言書管理料	年間 6,300 円	
	2 . 遺言執行時（遺言執行報酬）		
	財産比例報酬	相続財産の価額 × 料率	
		1. みずほ銀行、みずほ信託銀行の預金・信託、同 2 行が販売した金融債・投資信託等*、みずほ証券およびみずほインベスターズ証券で保護預りしている株式・債券・投資信託等の有価証券等	0.315%
		2. その他の財産	
		1 億円以下の部分	1.785%
		1 億円を超え 3 億円以下の部分	1.050%
3 億円を超え 5 億円以下の部分		0.630%	
5 億円を超え 10 億円以下の部分		0.420%	
10 億円を超える部分	0.315%		
最低報酬額	1,050,000 円		
* 対象商品は次のとおりです。 ● 預金（外貨預金を含む） ● 信託（すべての信託受益権、土地信託を含む） ● みずほ銀行、みずほ信託銀行が販売した金融債・投資信託・公共債等、証券関連商品、年金保険（相続発生日現在同 2 行が保護預り、受託または契約が継続しているものに限る） 遺言執行報酬は、相続人の方にお支払いいただきます。 相続財産の価額は、執行時の積極財産の金額で相続税評価額とします。 上記手数料、遺言執行報酬の合計額には消費税等が含まれております。			
5 . お引受範囲	● お引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産の処分・相続に関するものに限られています。 ● 遺言執行の対象となる財産については、遺言の内容にしたがって当社が執行できる範囲に限らせていただきます。 ● 遺言の内容によっては、お引き受けできない場合もあります。 ● 遺言内容が当社では執行できない内容の場合は、お引き受けできません。		

みずほ銀行は、みずほ信託銀行の信託契約代理店として「遺言による信託設定タイプ」の契約締結の媒介（商品説明・勧誘、みずほ信託銀行への紹介）を行います。なお、「契約による信託設定タイプ」に関しては、みずほ信託銀行への紹介のみを行います。

1．商品名	財産承継信託（愛称：やすらぎ）
2．信託の種類	特約付金銭信託
3．販売対象	個人または法人
4．信託の目的	信託財産を受益者のために利殖しつつ、定期に定額で分割交付することを目的とします。
5．受益者	・ お客さまご自身（自益信託）またはお客さまがご指定する方（他益信託） ・ 受益者の変更はできません。
6．信託期間	・ 5年以上25年以内の範囲でお客さまにご指定いただきます（自動延長、自動継続扱いはありません）。 ・ 契約による信託設定の場合で、委託者のご同意を得て受益者からお申し出があった場合は、信託設定日から起算した信託期間が25年を超えない範囲で延長することができます。 ・ 遺言による信託設定の場合、信託期間を延長することはできません。
7．運用について	(1)運用の基本方針 ・ 指定金銭信託（一般口、5年以上）で運用します。 ・ 指定金銭信託（一般口）は、委託者から信託いただいたご資金（以下、信託金という）を利息等の安定的な収入の確保により信託財産（信託金およびその運用により取得した財産）の成長を図ることを目的として運用します。 ・ 信託金は運用方法を同じくする他の信託金と合同で運用します。 (2)運用対象資産 ・ 信託財産は指定金銭信託約款に掲げる財産に運用します。 ・ 信託財産の運用に際して、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものに該当する場合には、みずほ信託銀行の銀行勘定またはみずほ信託銀行の利害関係人と取引を行ったり、みずほ信託銀行の銀行勘定に運用することがあります。
8．運用管理体制およびリスク管理体制	(1) 運用所管部 運用方針および信託約款等に基づき信託財産の運用を行います。運用において問題が生じた場合にはリスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。 (2) リスク管理所管部 運用方針、法令等の遵守状況および運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部に対し改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、運用所管部を管理・指導します。 (3) 取締役会等 運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用およびリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。

9 . 設定方法	(1) 信託設定方法 契約または遺言による信託設定 (2) 信託金額 原則 2,000 万円以上 1 円単位 (3) 追加信託 ・ 契約により信託設定する場合：可能です（お客さまと個別に協議の上決定します）。 ・ 遺言により信託設定する場合：できません。
10 . 支払方法	お客さまにあらかじめご指定いただきます。
11 . 予定配当率等	(1) 予定配当率 ・ 予定配当率は指定金銭信託（一般口、5 年以上）の予定配当率を適用します。 ・ 指定金銭信託（一般口、5 年以上）の予定配当率は 6 ヶ月毎に見直し、店頭に表示します（予定配当率はみずほ信託銀行の長期プライムレート等、金融情勢、信託期間に応じて見直します）。 ・ 信託期間満了日（満期日）以降の収益は、支払日の普通預金利率により計算します。 (2) 収益配当時期 毎年 3 月と 9 月の 26 日および信託終了日に受益者が指定した方法により金銭でお支払いします。この収益を元本に加える方法で複利運用します。 (3) 収益計算方法 予定配当率、計算期間（毎年 3 月・9 月の各 25 日（以下、「計算期日」という）における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間）中の元本異動等をもとに、単利の方法により計算します（付利単位を 100 円とし、収益計算します）。 (4) その他 ・ この商品は配当率変動型商品です。 ・ この商品は実績配当商品であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。
12 . 付加できる特約事項	・ お客さまと個別に協議の上、信託目的、信託期間、支払方法（分割交付する際の毎回の金額など）等について決定します（内容によりお取り扱いできない場合があります）。 ・ マル優のお取扱いはできません。
13 . 中途解約時の取り扱い	原則としてできません。ただし、やむを得ないご事情により、または特約に定めた解約事由が生じたことにより、受益者から元本の一部または全額の中途解約のお申し出があった場合は、これに応じることがあります。
14 . 信託業務の委託	当社は別に定める基準および手続に基づいて信託業務を第三者（みずほ信託銀行の利害関係人を含みます）に委託することがあります。
15 . 受益者への報告事項	・ 所定の報告書を作成し、特約の履行状況等についてご報告いたします。 ・ 収益金の分配、信託終了時の最終計算に関する書面は、受益者への手交または郵送等によりお渡しします。なお、任意後見人・保佐人等の同意者等が設定されている場合において、上記書面の送付先を同意者等宛とする場合は、別途手続きが必要となります。 ・ 信託財産の状況、信託財産とみずほ信託銀行の銀行勘定、みずほ信託の利害関係人、委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況につきましては、書面請求により店頭で閲覧が可能となっております（なお、受益者から照会があった場合にはみずほ信託銀行はすみやかに回答いたします）。
16 . 信託の登記・登録の留保等	信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることといたします。ただし、みずほ信託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

17. 信託報酬
(お客さまの費用)

- ・ 信託設定時または遺言書作成時、および信託期間中の事務・管理の報酬 (各消費税込)(信託設定時または遺言書作成時)
- ・ 信託設定時または遺言書作成時に信託金とは別に下表の信託報酬率にて計算した金額をお支払いいただきます。
- ・ 追加信託または遺言書書き替えによる信託金の増額を行う場合は、その信託金の増額分に対して下表の信託報酬率にて計算した金額をお支払いいただきます。

増額分に対する信託報酬は、増額後の信託金(当初信託金に増額分を加算した金額)に対して下表の信託報酬率にて計算した金額から、増額前の当初信託金に対して同様に計算した金額を控除する方法で計算します。

- ・ 上記信託報酬は信託を途中で解約された場合や遺言書を撤回された場合でもお返しいたしません。

[契約による信託設定の場合]

契約による信託設定の場合は、自益信託と他益信託という信託の種類によって信託報酬率が異なります。

(1) 信託金が 5 億円以下の場合

自益信託	他益信託
信託金に対し 1.05% (税抜 1.00%)	信託金に対し 3.15% (税抜 3.00%)

(2) 信託金が 5 億円超の場合

自益信託	他益信託
525 万円 (税抜 500 万円)	1,575 万円 (税抜 1,500 万円)

[遺言による信託設定の場合]

遺言による信託設定の場合は、信託報酬を遺言書作成時と信託設定時の 2 回に分けてお支払いいただきます。

(1) 予定信託金 が 5 億円以下の場合

遺言書作成時	信託設定時
予定信託金 に対し 1.05% (税抜 1.00%)	信託金に対し 2.10% (税抜 2.00%)

(2) 予定信託金 が 5 億円超の場合

遺言書作成時	信託設定時
525 万円 (税抜 500 万円)	1,050 万円 (税抜 1,000 万円)

遺言による信託設定の場合、遺言書作成時にも信託報酬をお支払いいただくこととなりますが、その際の信託報酬は、遺言執行により設定される予定の信託金に基づき計算いたします。

- ・ 遺言による信託設定の場合において、遺言信託をあわせてご利用いただく場合、遺言信託業務に関する諸費用については別途お支払いいただきます。

(信託設定後 (期間中)) 毎年 3 月 15 日 (銀行休業日のときは翌営業日) に下記の金額を事務・管理の報酬として信託元本より自動的に引き落とします。

契約による自益信託の場合	月額 3,675 円、年額 44,100 円 (税抜で月額 3,500 円、年額 42,000 円)
契約による他益信託および 遺言による場合	月額 10,500 円、年額 126,000 円 (税抜で月額 10,000 円、年額 120,000 円)

毎年 3 月 15 日に 1 年分をまとめて引き落とします。また信託期間満了による信託終了時および特約に基づく支払いによって信託元本がなくなったことによる信託終了時については、その直前の 3 月の引落時以降、信託終了までの期間における信託期間中の事務・管理の報酬はいただきません。

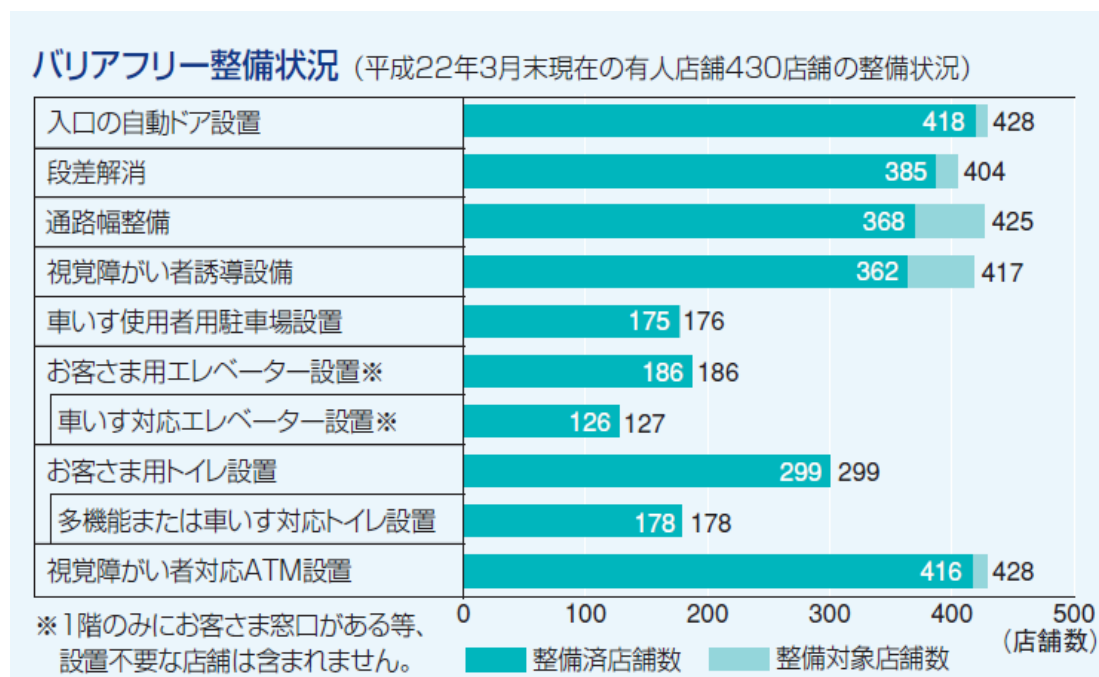
	・ 上記の月額報酬に加え、指定金銭信託（一般口）としての運用報酬をお支払いいただきます。運用報酬は収益計算期日に合同運用財産について生じた利益からお支払いいただきます。 ・ 運用報酬は、信託金の元本に対し、上限（年 6%）・下限（年 0.01%）の範囲内でみずほ信託銀行が決定する信託報酬率により計算されます。
18. 租税・事務費用	信託事務の処理に必要な費用（消費税等を含む）は、信託財産の中からお支払いいただきます。
19. 譲渡・質入	この信託の受益権は譲渡または質入することはできません。
20. その他参考となる事項・留意事項等	・ 遺言による信託設定の場合、お客さまが遺言書を作成の上、その中に信託にかかる定めを記載する必要があります。 ・ みずほ信託銀行は貸出先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に欠損が生じた場合には、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。ただし、預金保険法の定める保険事故が発生した場合等においては、履行できない場合があります。また、指定金銭信託の配当率の水準によっては信託報酬（信託期間中の事務・管理の報酬）が運用収益を上回り、受益者への支払総額が信託設定時の元本金額を下回ることがあります。 ・ 原則として収益については 20% の税金が源泉徴収されます（個人の方が受益者となるときは源泉分離課税となります）。 ・ 預金保険の対象となります。 ・ 予定配当率については、窓口までお問い合わせください。 ・ 税務、法務のお取り扱いについては、税理士、弁護士等の専門家にご相談ください。

バリアフリー化への取り組み～ハートフルプロジェクト～

1. ハード面

A. 建物・設備

- ・店舗改修仕様書「みずほハートフル店舗改修基準」に基づき、建物・設備の整備を実施。



B. 機器類

- ・視覚障害者対応ATMの設置、番号札発券機における対応を実施。

項目	年月	実施事項
視覚障害者対応ATMの設置	05/11～	・有人店舗430拠点中、416拠点（全体の97％）に、各1台以上設置。 ・なお、経年更新分はすべて視覚障害者対応ATMとしている。
番号札発券機の仕様の一部変更	06/10～	・各店の「総合受付案内」の2台の顧客受付システム端末のうち、1台の前面テーブルを撤去。車いすをご利用のお客さまが来店された場合には、前面テーブルの無い端末側に誘導するよう徹底。 ・07年1月以降設置の「顧客受付システム端末」については、前面テーブルが可動式のものを採用。
簡易スロープの設置	07/10～	・段差解消が困難な営業店における簡易スロープ板の設置。

２．ソフト面

A．お身体が不自由なお客さま等への対応

- ・「耳の不自由なお客さま」や「外国人のお客さま」等が、店頭において希望する取引や手続を円滑に伝えるための各種ツールとして作成し、営業店窓口等に設置。

項目	年月	実施事項
耳マーク表示板・筆談用ホワイトボードの設置	06/9	・耳が不自由なお客さまに、筆談の用意があることを伝えるための（耳マーク表示版）と「筆談用ホワイトボード」を営業店窓口を設置。
コミュニケーションボードの設置	08/2	・「耳の不自由なお客さま」や「外国人のお客さま」等が、店頭で希望する取引や手続を円滑に伝えるためのサポートツールとして「コミュニケーションボード」を営業店窓口を設置。

B．分かり易いパンフレット、インターネットコンテンツ

- ・分かり易さを重視したパンフレットの作成、ウェブサイト・インターネットバンキングのリニューアル、伝票・帳票の改訂等を実施。

項目	年月	実施事項
分かり易いパンフレットの作成	06/10 ～	・「みずほマイレージクラブご利用の手引き」のハートフル仕様版（A4 判）を作成。（現在は、一般のハンドブックサイズに統一し、ハートフルのコンセプトを盛り込んでいる。） ・その他パンフレットも、金融商品取引法や全国銀行協会「広告表示例」も踏まえ、顧客保護等の観点を踏まえたもの作成に取り組市中。
ウェブサイトのリニューアル	06/12	・アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮したホームページのリニューアルを実施。
インターネットバンキングヘルプ画面のリニューアル	07/5	・インターネットバンキングの操作がより判り易くなるように、ユーザビリティに配慮したヘルプ画面（操作方法等を説明した画面）の見直し・改訂を実施。
伝票・帳票の改訂	08/1 ～	・「帳票マニュアル～ハートフルデザイン対応・ヒューマンエラー防止に向けて」を作成。 ・本支店宛・他行宛「振込伝票」を改訂。

3. ハート面

- ・プロジェクト開始以降、店内研修（年1回）、ロビー案内係向け本部集合研修、ロビーコンシェルジュ向けの「サービス介助士2級」資格取得研修、新人研修を着実に実施。

A. 教材等の作成

項目	年月	実施事項
ハートフルマニユアル・ビデオ等の作成	06/8 08/2 09/2 10/4	・「みずほハートフルマニユアル」を作成し、営業店社員スタッフ全員に配布。併せて、研修ビデオを制作し営業店へ配布。 ・本プロジェクトに関する人権啓発リーフレットを作成し、営業店社員全員に配布。 ・フォローアップ研修ビデオを作成し、営業店へ配布。
手話事例集の作成	06/1	・「手話事例集」を作成し、イントラネットに掲載。

B. 研修の実施

プロジェクト開始時の研修

項目	年月	実施事項
店内研修	06/11	・営業店全社員（スタッフを含む）を対象とした「ハートフル店内研修」（「みずほハートフルマニユアル」・研修ビデオを使用）接遇研修を実施。
ロビー担当者研修	06/10～ 08/3	・ロビーコンシェルジュ、ロビースタッフ、庶務職員向け専門研修（本部集合研修）を実施し、ロビー担当者のほぼ全員にあたる2,278名の受講が完了。
ロビーコンシェルジュ研修	06/10～	・ロビーコンシェルジュ認定者338名のうち、299名が「サービス介助士2級」資格（ ）を取得（10年3月現在）。資格取得者には、ピンバッジを進呈。

（ ）特定非営利活動法人日本ケアフィットサービス協会が認定している介助に関する民間資格

フォローアップ研修

項目	年月	実施事項
店内研修	08/2 09/2 10/4	・プロジェクトの取り組み状況の理解、高齢のお客さま・障害をもたれたお客さま等への接遇対応の再確認を狙いに、営業店社員店内研修を実施。（「ビデオ視聴」「店頭まわりポイントチェック」の2部構成）

新人研修

項目	年月	実施事項
新人研修	07/4 08/4 09/4 10/4	・「新入社員（基幹職）預金・為替基礎研修会」にて研修実施。

スタッフ研修

- ・みずほスタッフ等における着任時研修にて、継続的にハートフルマニユアルによる研修を実施。

４．バリアフリー関連表彰受賞状況

年月	主催	表彰名
06 / 12	東京都	「06 年度福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状」受賞。
07 / 12	国土交通省	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」における模範事例として掲載。
09 / 3	愛知県	「第 14 回人にやさしい街づくり賞」受賞。
09 / 11	神奈川県	「第 2 回バリアフリーまちづくり賞」受賞。
10 / 1	北海道	「平成 21 年度福祉のまちづくり賞」受賞。
10 / 2	日本ファシリティマネジメント推進協会	「日本ファシリティマネジメント大賞（JFMA 賞）奨励賞」受賞。
10 / 5	東京都	「東京都店舗等内部の整備ガイドライン」における模範事例として掲載。
10 / 6	長野県	「平成 22 年度社会福祉表彰（福祉のまちづくり分野）」受賞。
10 / 6	神奈川県	神奈川県「既存建築物のバリアフリー化整備事例」に掲載。

５．バリアフリー情報開示への取り組み

項目	年月	実施事項
店舗一覧	10/1	お客さま用の「店舗一覧」に、ウェブサイトへ掲載を開始する旨を表示。
ウェブサイト	10/3	店舗毎のバリアフリー状況について、「店舗・ＡＴＭのご案内」へ掲載開始。
店舗出入口	10/4	店舗毎のバリアフリー状況について、店舗の出入口に掲示。

以上